

記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	椎葉村

椎葉村鳥獣被害防止計画

(令和 3 年 3 月作成)

<連絡先>

担 当 部 署 名：椎葉村役場 農林振興課
所 在 地：宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番 1
電 話 番 号：0982-67-3206
F A X 番 号：0982-67-2825
メールアドレス：shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ、アオサギ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	宮崎県 椎葉村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	水稻	4,894千円、3.94ha
	飼料作物	1,267千円、2.88ha
	森林（スギ・クヌギ）	7,224千円、22.88ha
	計	13,385千円、29.7ha
イノシシ	水稻	3,975千円、3.20ha
	飼料作物	1,833千円、3.85ha
	特用林産物（タケノコ）	300千円、10ha
	計	6,108千円、17.05ha
サル	野菜（ダイコン）	23千円、0.007ha
	果樹	48千円、0.011ha
	計	71千円、0.018ha
アナグマ	イモ類	49千円、0.020ha
	計	49千円、0.020ha
アライグマ	—	—
カラス	水稻	323千円、0.26ha
	飼料作物	28千円、0.07ha
	計	351千円、0.33ha
カワウ	漁業資源（ヤマメ等）	144千円、—
アオサギ	漁業資源（ヤマメ等）	1,421千円、—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①シカ

捕獲頭数の大幅な増加により地域によっては人家周辺での目撃が減少傾向にあるが、被害は年間をとおして村内全域において発生している。水稻被害については防護柵の設置や捕獲頭数の増加により大幅に減少した地域がある。スギ・ヒノキなどの造林木への被害は村全域で発生しており、特に造林後の苗木の被害が顕著である。椎茸への被害も多く、近年では飼料作物への被害が多く発生している。

②イノシシ

3月～5月にかけてタケノコ類、9月～11月にかけて水稻への被害が多く発生している。タケノコは村全域で被害が発生しており、収穫が出来ない地区もある。水稻は防護柵が設置された地域で被害が減少しているが、被害がなかった周辺地域へ拡大している。飼料作物への被害も発生しているが、防護柵の設置に伴い被害は減少傾向になると予想される。

③サル

被害状況・被害発生地域は市町村境の一部の地区に限られており、シイタケを中心に野菜類や果樹類の被害が発生している。毎年数件の目撃情報が寄せられるが、一時的な少被害に留まっている。

④アナグマ

令和2年度から各地区で目撃・被害情報が多発している。イモ類を中心として、花きにも被害が発生している。

⑤アライグマ

平成23年4月の目撃情報以降、新たな目撃・被害等の報告は無いが、特定外来生物に指定されており、発見し次第早急な駆除が求められる。

⑥カラス

年間を通して、村内全域で様々な作物に被害が発生している。

⑦カワウ

年間を通し、ダム湖周辺でヤマメ等の漁業資源を中心に被害が発生している。

⑧アオサギ

村内全域で、ダム湖周辺でヤマメ等の漁業資源を中心に被害が発生している。一部の地域では水稻への被害も報告されている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度） 【10%削減】	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
シカ	29.70ha	13,385 千円	26.73ha	12,046 千円
イノシシ	17.05ha	6,108 千円	15.35ha	5,497 千円
サル	0.018ha	71 千円	0.016ha	63 千円
アナグマ	0.200ha	49 千円	0.18ha	44 千円
アライグマ	—	—	—	—
カラス	0.33ha	351 千円	0.29ha	315 千円
カワウ	—	144 千円	—	129 千円
アオサギ	—	1,421 千円	—	1,278 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	椎葉村猟友会と連携して椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会において有害鳥獣捕獲班を8班編成。捕獲手段に関しては銃器及びワナの両方で捕獲を進めている。また、鳥獣交付金事業を活用したサル用の大型囲いワナを設置し、捕獲活動を行っている。	近年では狩猟免許の新規取得者も増加傾向にあるが、第一種銃猟の免許所持者は依然として減少傾向にある。また、狩猟・有害捕獲を行う上で重要な猟具である猟犬の所有者も著しく減少しており、狩猟免許取得者と併せて後継者確保に努めていく必要がある。また、人家周辺での被害が増加しているため、捕獲機材による捕獲の更なる促進が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	金網柵は国庫事業を活用し被害の大きい地域を対象に設置を進め、集落による定期的な維持管理を行っている。電気柵並びに防護ネット等は設置要望箇所のほとんどで整備を進め、各設置者毎に管理を行っている。サルの被害がある地域では花火等による追い払いを実施している。	山間僻地であり急峻な地形もあるため緩衝帯の設置が困難である。また、小規模な耕地が広範囲に点在することから、防護柵等を共同で維持管理することが困難な面がある。高齢化も進んでいるため、下草刈りなどの維持管理が難しくなっており、新たな体制の構築が必要になってきている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①地域一体となった集落対策の推進 地域毎に被害状況・地域環境の更なる把握に努め、住民の共同理解のもとで地域にあった捕獲・被害防止活動を進めていく。 ②適切な捕獲対策の推進 有害鳥獣捕獲班の活動を強化するため、捕獲班同士の更なる連携強化を図り、複数班による一斉捕獲活動を実施していく。捕獲効率のみで見るとワナ猟での捕獲が全体の7割~8割であり、ワナ猟への移行を推進する必要がある。しかしながら、村内各地区・東臼杵管内規模での一斉捕獲となると、銃猟での捕獲が必須であるため、後継者確保・担い手育成に努める必要がある。また、本村のような山間部では銃猟を行う際には猟犬の使用が必須であるため、銃猟免許所持者と共に後継者確保・担い手育成に努める必要がある。また、広域協議会並びに隣接する市町村との連携を強化し、ジビエ処理加工施設への捕獲個体の搬入を行いながら、効率的・効果的な捕獲活動を実施していく。 ③生息環境対策 可能な範囲で緩衝帯の設置や放置果樹等の撤去を行い、有害獣を寄せ付けない地域環境を構築する。 ④マイスター・リーダー等の担い手の育成 地域全体で正しい被害の防止対策が講じられるように、被害地域の住民に対して関係機関が実施する各種研修への参加を促していく。また、住民と共に行政も被害対策を講じていく必要があるため、行政職員においても各種研修への参加を行う。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲班	
捕獲班数	8班 ※村内を8地域に区分しそれぞれを担当
班員数	92名（令和2年度） ※第一種銃猟19名、銃+ワナ42名、わな猟31名
捕獲体制	担当エリアを中心に捕獲活動を実施 班員の少ない地域では複数の班にて捕獲活動を実施 アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ、アオサギ	捕獲班員の確保・育成、狩猟免許取得者の確保、処理施設の整備、捕獲機材の導入促進
4年度	シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ、アオサギ	捕獲班員の確保・育成、狩猟免許取得者の確保、処理施設の整備、捕獲機材の導入促進
5年度	シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ、アオサギ	捕獲班員の確保・育成、狩猟免許取得者の確保、処理施設の整備、捕獲機材の導入促進

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

シカ

宮崎県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、保護優先地域（国定公園・鳥獣保護区）については5頭/k㎡、コントロール地域については2頭/k㎡を目標とし、被害も村内全域で発生していることから引き続き徹底した捕獲を実施する。

捕獲計画数は、過去3ヶ年において捕獲された頭数を考慮し設定する。

イノシシ

イノシシに関しては、生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されておらず、年間の捕獲頭数も年度ごとで差が大きい。しかしながら、近年では生息数は増加傾向にあると予想され、水稻やタケノコを中心に村内全域で多くの被害が発生しており、今後も継続した捕獲が必要である。

捕獲計画数は、過去3ヶ年において捕獲された頭数を考慮し設定する。

サル

宮崎県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画に基づき、農林産物の被害軽減を目指しながら人とサルとの共存を図ることを目標とする。被害地域での捕獲活動を強化し、最近の捕獲数を考慮した上で捕獲計画数を設定する。

アナグマ

被害地域での捕獲活動を強化し、目撃数等を考慮した上で捕獲計画数を設定する。

アライグマ

平成23年4月の目撃情報以降、新たな目撃・被害等の報告は無いが、特定外来生物に指定されており、発見し次第早急な駆除が求められるため捕獲計画数を設定する。

カラス、カワウ、アオサギ

カラスについては近年捕獲数が増加しているものの、被害の減少傾向が見られないため、多めに設定する。カワウ・アオサギについては近年、水産資源に大きな被害をもたらしているため、過去の捕獲数を鑑みた上で、多めに設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
シカ	捕獲予定 2,000頭	捕獲予定 2,000頭	捕獲予定 2,000頭
イノシシ	捕獲予定 880頭	捕獲予定 880頭	捕獲予定 880頭
サル	捕獲予定 5頭	捕獲予定 5頭	捕獲予定 5頭
アナグマ	捕獲予定 10頭	捕獲予定 10頭	捕獲予定 10頭
アライグマ	捕獲予定 1頭	捕獲予定 1頭	捕獲予定 1頭
カラス	捕獲予定 20羽	捕獲予定 20羽	捕獲予定 20羽
カワウ	捕獲予定 30羽	捕獲予定 30羽	捕獲予定 30羽
アオサギ	捕獲予定 30羽	捕獲予定 30羽	捕獲予定 30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
村内全域において通年捕獲ができる体制とする。シカ・イノシシの捕獲手段はワナを中心とし、人が容易に立ち入れない山間部では、猟犬を用いた銃猟による捕獲を積極的に実施していく。サルについては、群れでの出没はないが大型囲いワナによる捕獲も進めていく。アナグマについては、民家付近での目撃が多いため、小型の箱ワナによる捕獲を行う。アライグマについては、発見し次第すぐに捕獲し、槍・銃器等を用いての止め刺しを行う。鳥類については、第一種銃猟・第二種銃猟（空気銃）による捕獲を行う。 ワナ猟の新規取得者を中心に捕獲技術の研修等を実施し、椎葉村猟友会と協力しながら即戦力となる担い手の育成に努めていく。 また、狩猟・有害捕獲を行う上で重要な猟具である猟犬の所有者も著しく減少しており、狩猟免許取得者と併せて担い手の確保に向けた取り組みを進め、捕獲体制の強化を図る。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
シカ、イノシシ	電気柵：2,500m	電気柵：2,500m	電気柵：2,500m
	防護ネット：2,500m	防護ネット：2,500m	防護ネット：2,500m
	金網柵：2,000m	金網柵：2,000m	金網柵：2,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3 年度	シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カウ、アオサギ	侵入防止柵の管理指導、研修会の実施、緩衝帯設置並びに放任果樹の除去（可能な範囲）被害防止対策についての普及啓発 村漁協と連携しての生息・被害調査（カウ・アオサギ）
4 年度	シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カウ、アオサギ	侵入防止柵の管理指導、研修会の実施、緩衝帯設置並びに放任果樹の除去（可能な範囲）被害防止対策についての普及啓発 村漁協と連携しての生息・被害調査（カウ・アオサギ）
5 年度	シカ、イノシシ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カウ、アオサギ	侵入防止柵の管理指導、研修会の実施、緩衝帯設置並びに放任果樹の除去（可能な範囲）被害防止対策についての普及啓発 村漁協と連携しての生息・被害調査（カウ・アオサギ）

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

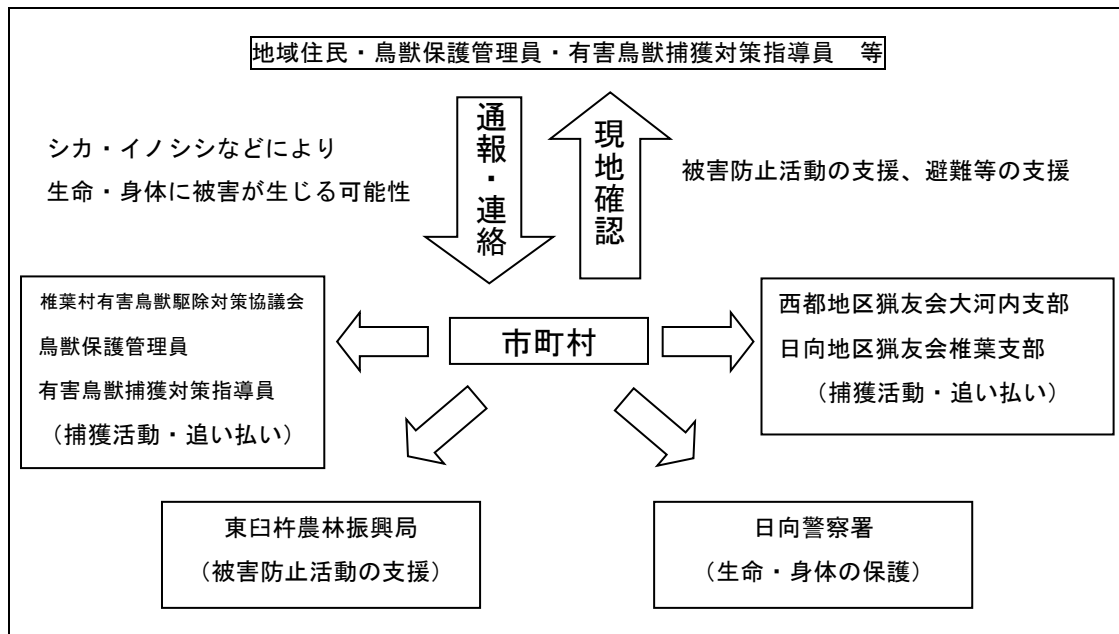
関係機関等の名称	役割
東臼杵農林振興局	被害防止活動の支援
日向警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援
椎葉村	被害防止活動の支援、避難等に関する支援
椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い
有害鳥獣捕獲対策指導員	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い 侵入防護柵の巡回・設置指導
日向地区猟友会椎葉支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い
西都地区猟友会大河内支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

隣接する市町村の保有するジビエ処理加工施設への搬入を推進し、それ以外の捕獲した対象鳥獣は、自家消費又は速やかに捕獲現場にて埋設処分等を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品等への利活用を推進するものとし、捕獲後の適切な処理及び隣接する市町村が保有するジビエ処理加工施設への搬入を推進する。食品への利活用は、精肉での販売を基本とし、精肉として利用が困難な部分については、加工食品等での有効活用を図る。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
椎葉村	被害防止活動の支援
椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
日向地区猟友会椎葉支部	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
西都地区猟友会大河内支部	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
耳川広域森林組合	有害鳥獣関連情報の提供 被害農林家への指導・支援
日向農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供 被害農林家への指導・支援
被害地区農林業者	侵入防護柵の管理、放任果樹・残さ等の処理、追い上げ・追い払い等の活動

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
東臼杵西部鳥獣被害防止対策協議会	広域での被害防止活動に対する支援
東臼杵農林振興局	被害防止活動の支援

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

椎葉村鳥獣被害対策実施隊（平成24年3月30日設立） ・椎葉村職員6名（隊長1名、隊員5名） ・事務局は椎葉村農林振興課内 ・活動内容、 ①防護柵等の設置に係る指導 ②集落における被害防除対策などの指導・助言 ③有害捕獲班と連携した追い払い等の活動 等
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

①国及び県の補助事業を活用した村独自の取り組み ・被害農林家に対する進入防護柵等の資材購入への助成 ・有害鳥獣捕獲班に対するくくりわな等の資材購入への助成 ・有害鳥獣捕獲班に対する有害鳥獣の捕獲に要する経費への助成 ・椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会への運営費及び活動費助成 (ハンター保険料を含む) ・狩猟免許取得者に対する免許取得に要する経費への助成 ・有害鳥獣捕獲対策指導員による侵入防護柵の巡回及び設置指導 ②広域的な取り組み 近隣町村で設置した広域協議会活動の中で情報の共有化を図り、広域連携による一斉捕獲活動などの強化を更に進めていく。また、その他の隣接市町村との連携を図り、効率的・効果的な捕獲活動を進めていく。
--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。